

令和8年3月25日

宗像市議会
議長 岡本 陽子 様

社会常任委員会
委員長 上野 崇之

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第11号議案 字の区域の変更について

城西ヶ丘1丁目と城西ヶ丘3丁目に囲まれた、稲元7丁目として存在する飛び地について、所有者及び自治会からの要望を受けたため、字の区域を変更することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

住所が稲元7丁目であるものの、周辺が城西ヶ丘1丁目及び城西ヶ丘3丁目に囲まれた飛び地の一部について、所有者の要望に基づき自治会長から字の区域変更の要望があった。これを受け、稲元7丁目の区域の一部を城西ヶ丘3丁目に変更するものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第12号議案 宗像市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 令和7年度税制改正の影響により、第9期介護保険事業計画の最終年度である令和8年度に想定外の介護保険料の減収が発生することを防ぐため、介護保険法施行令が改正され、令和8年度は税制改正の影響を受けないよう特例措置が設けられた。
- 2 特例措置では、税制改正の影響を受ける給与収入55万1,000円以上190万円未満の者を対象に、令和8年度の介護保険料を税制改正前の給与所得控除額を用い算出した所得金額で算定する。
- 3 令和7年度住民税は非課税であった者が、令和8年度も非課税となる範囲内で給与収入を増やした結果、特例措置を適用することにより、令和8年度介護保険料の算定上は住民税課税と

判定された場合については、住民税非課税として判定する保険料段階まで減免を行う。対象者は約400人で、減免総額は800万円を見込んでいる。

- 4 今回の税制改正の影響により、令和9年度以降は年間約1,200万円の介護保険料の減収が見込まれるため、新たな介護保険事業計画の中で、基金を活用して保険料額が急激に上がらないように対応していく。

【意見】

(賛成意見)

・特例減免について、約400人の被保険者の立場を尊重して対応することを評価する。今後も市民生活に配慮して、柔軟に対応してほしい。

(反対意見)

・令和9年度以降の介護保険料の減収分に基金を活用して、被保険者の介護保険料が急激に上がらないように対応する点は評価する。税制改正による介護保険料の減収分は、本来国が補填すべきである。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第13号議案 宗像市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和8年度宗像市国民健康保険事業の実施及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 令和8年度から全ての世代や企業から支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てることで子どもや子育て世代を社会全体で支える子ども・子育て支援金制度が導入されることに伴い、新たに子ども・子育て支援金分の税率・税額を創設する。
- 2 福岡県から提示された令和8年度国民健康保険事業費納付金を基に、宗像市国民健康保険特別会計予算案を編成したところ、全体で約2億1,700万円の歳入不足が見込まれるが、市民の負担が増えることがないように、歳入不足額全額に宗像市国民健康保険基金を活用し、かつ、子ども・子育て支援金分の税率・税額について、医療給付費分の税率・税額を下げることによって実質国民健康保険税率・税額を据え置く。

【意見】

(賛成意見)

・基金を活用して国民健康保険税を引き上げない手だてを取ったことを高く評価する。地域間の負担の差などの問題が出てきているため、国や県に支出金を増額するよう要望してほしい。

・基金を活用して対応する点を評価する。今後も市民にとって大きな負担になることがないように配慮してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 14 号議案 宗像市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 保育実技講習を受講することで実技試験が免除され、該当区域内のみで保育士として勤務可能な地域限定保育士について、令和 7 年 1 月 1 日 3 日付けで福岡県が認定を受けたことから、本市が所管する保育施設や学童保育所等においても地域限定保育士の勤務を可能とするもの。なお、地域限定保育士の登録後 3 年を経過した者のうち、地域限定保育士として 1, 4 4 0 時間の勤務経験がある者は、全国で働くことのできる通常の保育士登録が受けられるようになる。
- 2 家庭的保育事業者等は、利用する乳幼児に対して利用開始時及び年 2 回以上の健康診断が必要であるが、特例として健康診断を行わないことができる場合は、これまでは児童相談所等において利用開始前の健康診断を行った場合のみであったが、今後は、母子保健法に基づく乳幼児健診を行った場合も健康診断を行わないことを可能とする。なお、市内にはこの改正が適用される事業所はない。

【意見】

(賛成意見)

・保育の現場で働く方が 1 人でも増えるための施策を採用することに賛成する。県内で競争率が激しくなることも想定されるため、保育士の受入れ・支援策の充実を検討してほしい。

(反対意見)

・地域限定保育士だけでは保育士不足は解消されない。そもそも保育士の待遇が悪いことから、保育士の待遇改善なしに保育士不足は解消しない。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。